

住宅等の低炭素化促進補助金事務取扱要領

(趣旨)

第 1 この要領は住宅等の低炭素化促進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 この要領で使用する用語は、特に定めのない限り要綱において使用する用語の例による。

(補助対象経費)

第 3 要綱第 2 条第 11 号に規定する補助対象経費の項目は、別表に掲げるとおりとする。

(交付申請書の提出期間)

第 4 要綱第 6 条第 1 項に規定する期間は、令和 3 年 4 月 19 日から令和 4 年 2 月 28 日までとする。

(補助事業の完了期限)

第 5 要綱第 10 条第 4 項に規定する日は、令和 4 年 3 月 15 日とする。

(実績報告書兼請求書の提出期限)

第 6 要綱第 14 条第 1 項に規定する日は、令和 4 年 3 月 24 日とする。

(申請書類等の提出)

第 7 交付申請書、計画変更承認申請書、中止承認申請書及び実績報告書兼請求書は、本市が受付等の業務を委託する者に提出しなければならない。

(補欠)

第 8 市長は、要綱第 9 条において補欠を決定したときは、補欠番号を付して補欠決定通知書（様式 1）により申請者に通知する。

2 補欠は、補欠を辞退するときは、補欠辞退届（様式 2）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、補欠が補助金の交付対象に該当しなくなった場合、補欠決定を取り消すことができる。

4 市長は、前項の規定により補欠決定の取消しをした場合、補欠決定取消通知書（様式 3）により補欠に通知する。

5 補欠の期間は、令和 4 年 2 月 28 日までとする。

(委任)

第 9 この要領に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
(名古屋市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備設置費補助金事務取扱要領の廃止)
- 2 名古屋市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備設置費補助金事務取扱要領(平成 29 年 4 月 1 日施行)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 補助対象経費一覧

対象システム		補助対象経費
太陽光発電設備		太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ(蓄電システムと同時に設置する場合のハイブリッドパワーコンディショナを除く。)及びその他の付属機器(接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等)の購入並びに設置に係る費用
蓄電システム		リチウムイオン蓄電池、制御部(例:蓄電池ユニット)、電力変換装置(インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等)及びその他の付属機器(計測・表示装置、配線、配線器具)の購入並びに設置に係る費用
HEMS		本体機器及び計測装置の購入並びに設置に係る費用
ZEHを構成する設備	高断熱外皮	外壁、外気に接する天井、屋根、最下階の床、基礎に用いる断熱材及び窓(ガラス、サッシ)の購入並びに設置に係る費用
	空調設備	冷暖房設備の熱源機及び室内機(エアコンのみ)の購入並びに設置に係る費用
	給湯設備	給湯設備の熱源機及び貯湯タンクの購入並びに設置に係る費用
	換気設備	換気設備(24時間換気設備)の本体の購入及び設置に係る費用
	HEMS	本体機器及び計測装置の購入並びに設置に係る費用
	再生可能エネルギー発電設備	太陽光発電設備については、太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ及びその他の付属機器(接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器)の購入並びに設置に係る費用 その他の設備については、機器の購入及び設置に係る費用
充電設備または充放電設備		充電設備または充放電設備本体、電力変換装置及びその他付属機器(計測・表示装置、配線、配線器具)の購入並びに設置に係る費用
V2H充放電設備		V2H充放電設備本体、電力変換装置及びその他付属機器(計測・

	表示装置、配線、配線器具) の購入並びに設置に係る費用
--	-----------------------------

(様式1)

年 月 日

様

名古屋市長

印

補欠決定通知書

先に申請のありました住宅等の低炭素化促進補助金につきましては、下記のとおり通知します。

記

1 補欠番号	
2 注意事項	<p>(1) 本通知書は、補助金の交付決定を確約するものではありません。</p> <p>(2) 本通知書による補欠としての権利の有効期限は、令和4年2月28日までです。</p> <p>(3) 補助金の交付決定前に補助事業に着手すると、補欠としての権利を失います。</p> <p>(4) 補欠を辞退される場合は、補欠辞退届を提出してください。</p>

(様式2)

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

補 欠 辞 退 届

下記の理由により、先に決定を受けた補欠を辞退します。

記

現住所	
フリガナ	
氏名/ 法人名	
代表者 役職氏名	(注)法人区分の場合は記入してください。
電話番号	(法人区分の場合 担当者氏名 :)
補欠番号	
辞退する理由	

(様式3)

年 月 日

様

名古屋市長

印

補欠決定取消通知書

先に補欠として決定した住宅等の低炭素化促進補助金につきましては、下記の理由により、補欠の決定を取り消しましたので通知します。

記

1 取消となる補欠番号	
2 取 消 日	
3 取 消 の 理 由	